基準（令和三年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第八号。次項において「情報技術事業適応特例基準」という。）に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

3　主務大臣は、第一項の規定による確認申請書の提出を受けた場合において、速やかに情報技術事業適応特例基準に照らしてその内容を審査し、当該事業適応計画に係る情報技術事業適応が情報技術事業適応特例基準に適合するものであることを確認したときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、当該認定事業適応事業者に様式第十八の十八による確認書を交付するものとする。

（証明の求め）

第十一条の二十　法第二十一条の二十八第一項に規定する認定事業適応事業者（次項及び次条において「確認認定事業適応事業者」という。）は、認定事業適応計画の終了の日を含む事業年度までの毎事業年度終了後一月以内に、主務大臣（当該認定事業適応計画の認定をした主務大臣をいう。第四項及び次条において同じ。）に対し、その実施した成長発展事業適応が認定事業適応計画に従って実施されたものであることの証明を求めることができる。

2　確認認定事業適応事業者は、前項の規定による証明の求めをするときは、様式第十八の十九による適合証明申請書（次項及び第四項において「適合証明申請書」という。）を提出するものとする。

3　適合証明申請書には、第十一条の三第一項の認定書の写し又は第十一条の四第四項の変更の認定書の写しを添付するものとする。

4　主務大臣は、適合証明申請書及び前項の書類のほか、実施した成長発展事業適応が当該認定事業適応計画に従って実施されたものであることを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

［新設］

（適合証明書の交付）

第十一条の二十一　主務大臣は、前条第一項の規定による証明の求めを受けた場合において、認定事業適応計画に照らしてその内容を審査し、当該認定事業適応計画に従って実施されたものと認めるときは、様式第十八の二十による適合証明書を、当該確認認定事業適応事業者に対し、交付するものとする。

（事業再編計画の認定の申請）

第十二条　［略］

2　申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～六　［略］

七　当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員等

ロ・ハ　［略］

3　事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項並びに第四十八条第二項及び第四項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第四十八条第四項において同じ。）又は監査法人の報告書

二～六　［略］

4　［略］

［新設］

（事業再編計画の認定の申請）

第十二条　［略］

2　申請書及びその写しの提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一～六　［略］

七　当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

ロ・ハ　［略］

3　事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十四条第三項並びに第四十八条第二項及び第四項において「事業再編に係る資金計画」という。）を含む事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　事業再編に係る資金計画に係る公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第十七条第四項第一号及び第四十八条第四項において同じ。）又は監査法人の報告書

二～六　［略］

4　［略］